

2025年5月12日

尾池厚之特命全権大使

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部常駐代表

Eメール：mission@gv.mofa.go.jp

大使、

私は、2024年の「出入国管理及び難民認定法」の改定、および日本に居住する永住資格を有する市民でない者（外国籍者）に対するその潜在的な影響に関して、当委員会の「早期警告と緊急アクション手続き」の下で受け取った情報について、委員会が2024年6月25日付で送付した書簡への日本政府の同年9月25日付の回答を受け、再び書簡を送付します。

委員会は、書簡に回答した締約国（日本政府）に感謝するとともに、提供された以下の情報に留意しています：

- ・「出入国管理及び難民認定法」の改定案（以下、改定法）は、第213回国会において可決され、2024年6月21日に公布された。
- ・改定法において、在留カードの携帯や更新申請を単に失念したという理由で、「永住者」の在留資格を取り消されることはない。
- ・改定法では、本人に過失があるとはいえない病気や失業などのやむを得ない事情による公租公課の未納は、永住資格の取消事由として規定せず、支払い能力があるにもかかわらず故意に未納とする悪質な場合に限定している。
- ・改定法では、軽微な法令違反は取消事由とせず、強盗や殺人など一定の重大な犯罪で懲役刑に処せられた場合に限り、過失犯や罰金刑に処せられた場合は、その結果としての処罰は取消事由としない。
- ・改定法では、仮に永住資格を有する外国籍者が在留資格取消事由に該当するようになったとしても、法務大臣は、直ちに在留資格を取り消して日本から退去させるのではなく、原則として、「定住者」などの在留資格を付与し、別の在留資格で日本に在留し続けることを認めている。
- ・永住者は、仮に在留資格の変更または取消しの決定に不服がある場合、行政訴訟を行うことにより、裁判所の判断を求めることができる。
- ・改定法は、政府または地方公共団体の職員が、在留資格取消事由のいずれかに該当するとと思われる永住者を知ったときは、その者を入管庁に「通報することができる」（強調）と規定している。換言すれば、改定法は職員に通報を要請しているが、義務付けてはいない。
- ・永住者は、在留資格の取消し手続において、本人または代理人を通じて意見を述べたり、

証拠を提出したりする機会を有し、これにより、法の適正手続を通じて外国人の権利が保護されるとともに、入管庁は、正確に事実関係を把握し、在留資格の取消しの要否を慎重に判断することができる。

・仮に永住資格が取り消されたとしても、在留資格「永住者の配偶者等」を有す配偶者または子は、原則として、そのままの在留資格、あるいは在留資格「定住者」で引き続き在留することが可能である。

・国会は改定法の付帯決議を採択し、永住者の不当な利益侵害を避けるため、定着性および法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断することを義務付けている。また、同規定を慎重に適用するため、永住者の在留資格を取り消し得る具体的な事例に関する新たなガイドラインを作成・周知し、その家族の在留資格に十分配慮することも定めている。

委員会はまた、締約国が永住資格制度を適正に管理する意向であり、委員会の懸念に対処するための適切な措置をすでに講じているとの情報を提供したことに留意します。この点に関し、委員会は締約国に対し、改定法の施行が、永住資格を有する者を含む日本に居住する市民でない者（外国籍者）の人権、とくに本条約およびその他の関連する国際基準の下で保護される権利に不均衡な影響を与えないことを確保するよう奨励します。委員会は、締約国に対し、簡易報告手続の下での次回の定期報告書審査において、これらの事項が議論されることを伝えます。

委員会は、条約の効果的な実施を確保するため、日本政府との建設的な対話を継続することを希望しています。

大使、どうか私の最大限の配慮をお受け取りください。

**Michal Balcerzak**

人種差別撤廃委員会委員長

(翻訳・ヒューライツ大阪)